

概要版

藤沢市地域福祉計画 2020

一人ひとりが主役

共に支えあい

安心して暮らせるまち ふじさわ



2015年(平成27年) 3月

藤沢市

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、2004年（平成16年）3月に「藤沢市地域福祉計画（平成16年度～平成20年度）」を策定し、子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助け合い支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざしました。

2014年度（平成26年度）で前計画の計画期間が終了し、新たな計画を策定するにあたり、これまでの取り組み等を踏襲しつつ、社会情勢や法制度等の変化に対応していくことが必要であることなどから、2015年度（平成27年度）～2020年度（平成32年度）を計画期間とする新たな「藤沢市地域福祉計画2020」を策定します。

2 計画の性格・位置付け

藤沢市地域福祉計画は、地域における支えあいや助けあう力を築くための方向性を明らかにした福祉全般の総括的な計画として位置づけています。また、福祉分野の個別計画とは上下の関係ではなく、個別計画を横につなげる計画であり、高齢者、障がい者、子どもなど各分野の具体的な取り組みは、分野別計画を策定し、その中で施策を展開していきます。地域福祉計画では、それらの各種施策を展開する共通基盤となる地域づくりを進めていくとともに、社会的孤立者や経済的困窮者など、制度のはざままで支援の必要な方に対する施策を展開していきます。

また、重点的かつ確実に実施する施策を位置付けた「藤沢市市政運営の総合指針」と整合性を図るとともに、福祉分野以外の他の計画と連携していきます。

3 計画の期間

計画期間は2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6ヵ年とします。中間年度である2017年度（平成29年度）に中間見直しを行います。

4 地域福祉を推進するための考え方

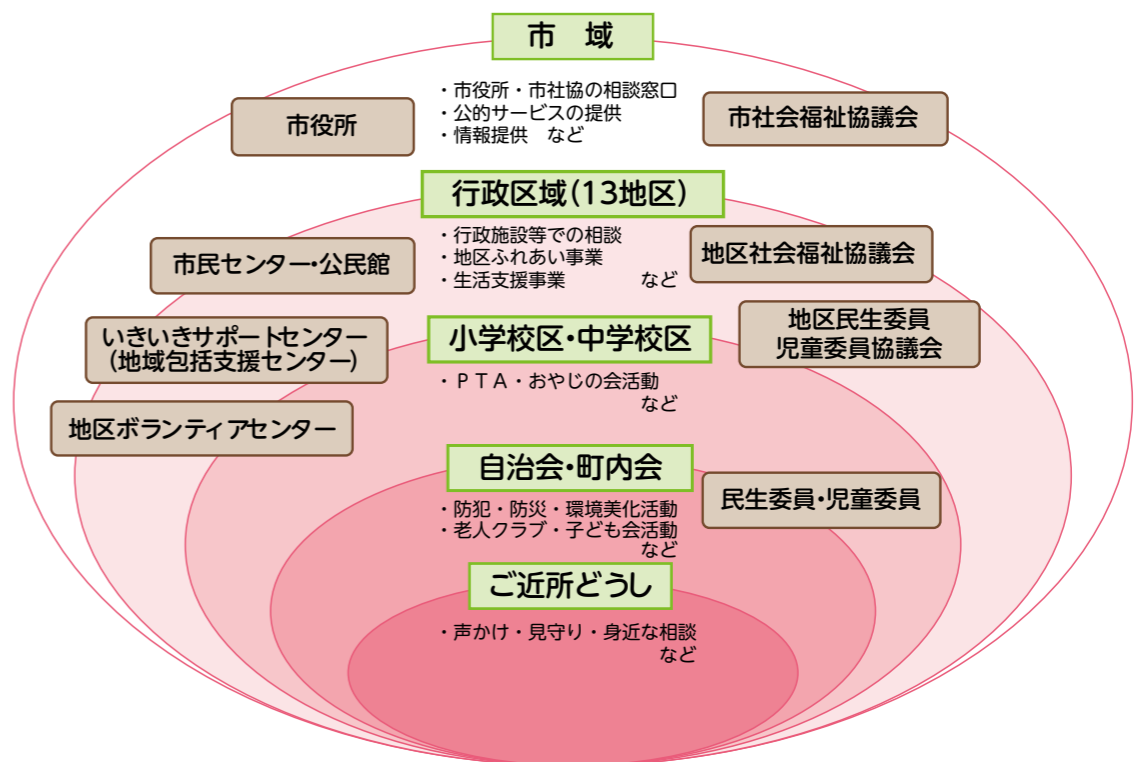
地域のさまざまな課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに補完しあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除や摩擦から守り、社会・地域の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包容）」の考えを踏まえた「支えあいの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。行政は、限られた財源のもと、選択と集中という観点から、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

自助	自分が主体となり、自らを支えること
	○自分のできることは自分です ○自らの健康維持・増進に心がける ○必要に応じて、自ら相談やサービスを受ける など
互助	インフォーマルな相互扶助
	○ご近所どうしの助け合い ○住民組織の活動 ○ボランティア活動
	制度化された相互扶助
共助	○社会保険制度 ○介護保険制度 など
	行政等の公的サービスによる支援
公助	○ボランティアや住民組織活動への公的支援 ○福祉サービスをはじめとしたサービスの提供 ○人権擁護や虐待対策 ○生活保護 ○地域福祉活動を推進していくためのしくみや支援体制づくり ○関係部署や機関との横断的な連携 など

5 圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所どうしや自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった範囲まで、重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性を活かせるしくみや活動の展開を考えていく必要があります。

5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図

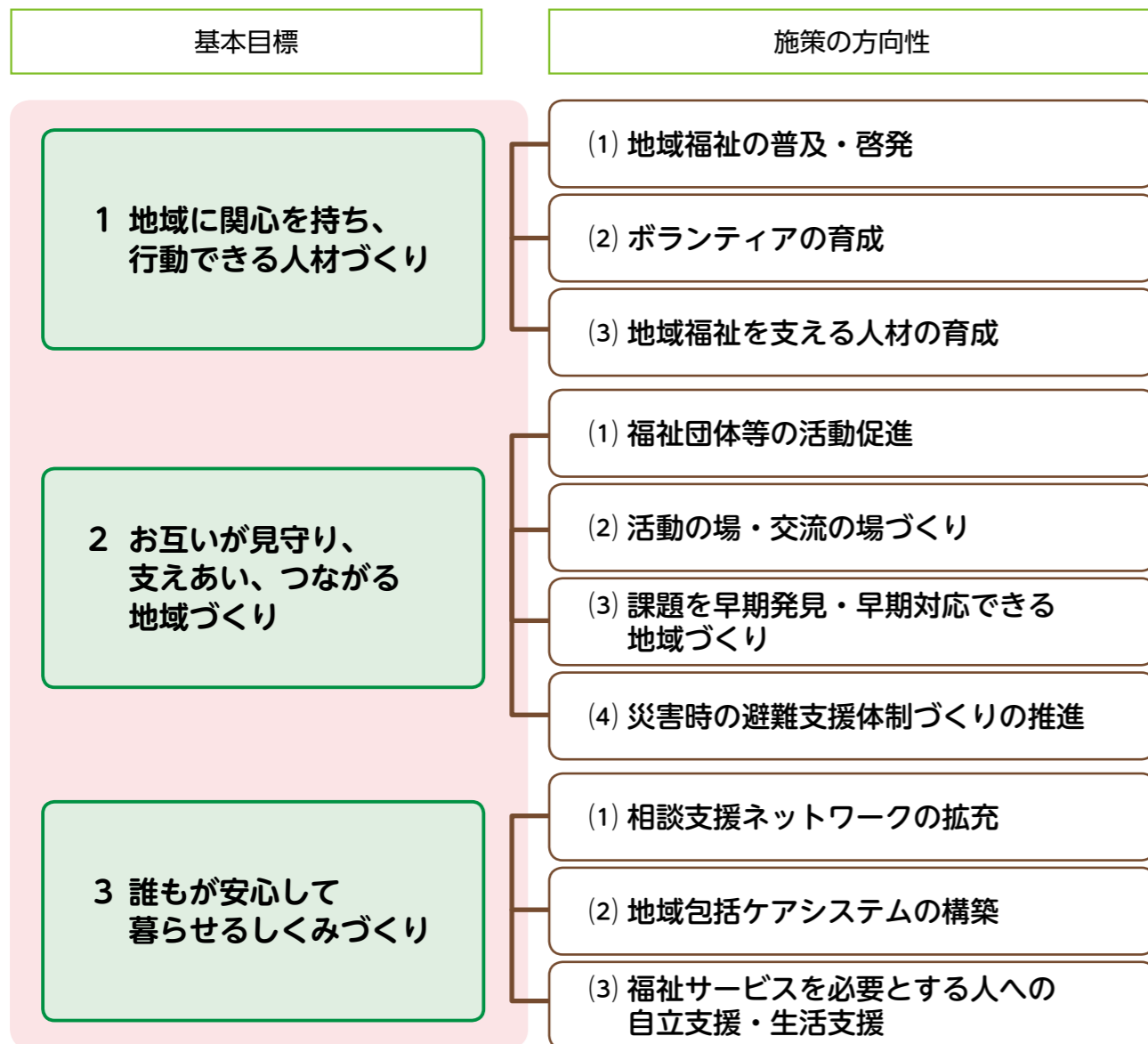


Ⅱ 計画の基本構想及び方向性

1 計画の体系

本市における地域福祉を取り巻く状況、これまでの地域福祉の推進に関する取り組み及び継続して取り組むべき課題を踏まえ、本計画にでは新たに、今後めざすべき将来像として、藤沢市地域福祉推進ビジョンを定め、その実現に向けて基本目標及び施策の方向性を定めます。

《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》
**一人ひとりが主役
共に支えあい
安心して暮らせるまち ふじさわ**



3

2 基本目標、施策の方向性及び施策の展開

基本目標 1 「地域に関心を持ち、行動できる人材づくり」をめざして

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持つように普及・啓発を進めるとともに、地域福祉に関する活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。

1 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を支えるのは市民一人ひとりの気持ちと行動です。ある場面では支える側になり、ある場面では支えられる側になるという、双方の側面を持っています。誰もが地域の一員であるという認識が広がるよう、市民へ働きかけていきます。

■ 施策の展開

- ① 福祉に関する普及・啓発の推進
- ② 福祉学習・体験機会づくりの推進

2 ボランティアの育成

福祉課題が多様化し、生活支援を必要とする人が増加する中、地域での多様な担い手が求められています。社会参加や交流活動を通じて社会貢献に対する意欲や生きがいを感じられるよう、ボランティア活動や地域活動の担い手を育成し、活動への参加を促進していきます。

■ 施策の展開

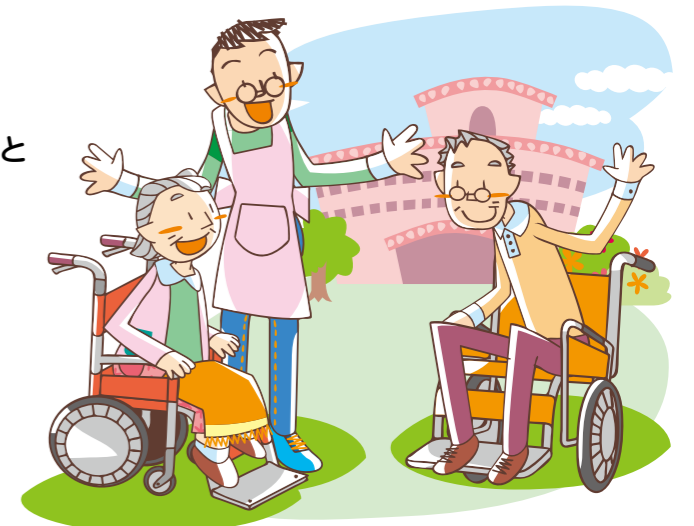
- ① ボランティア養成・活動支援の充実
- ② 高齢者、障がい者等の社会参加の推進

3 地域福祉を支える人材の育成

福祉的支援を必要とする方が増えている状況において、専門性を持った福祉人材の重要性は高まっています。地域での恒常的な担い手不足を解消するため、地域福祉を支える人材の育成・確保を推進していきます。

■ 施策の展開

- ① 民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ② 地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の育成・確保
- ③ 専門性の高い福祉人材の育成・確保の支援



4

基本目標 2 「お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり」をめざして

同じ地域に住む住民どうしが顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助け合うことができるよう、様々な組織的な活動に参加し、支えあいの地域づくりを進めます。

1 福祉団体等の活動促進

市民が主体的に活動する団体は、地域で大きな役割を担っており、地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で、その役割はさらに重要なものとなります。その自発的な活動を継続・発展していけるよう、支援していきます。

■ 施策の展開

- ① 福祉団体等の人材育成・確保及び広報等に対する支援の充実
- ② 地域福祉推進のための活動を展開する団体への財政的支援

2 活動の場・交流の場づくり

地域におけるボランティア活動を推進し、地域住民が気軽に集まり、子どもから高齢者まで多世代が交流できるような場づくりを進めることで、地域における個人・団体のネットワーク形成を推進していきます。

■ 施策の展開

- ① 障がい者団体等の活動支援や人材育成を行う拠点の整備
- ② 地域におけるボランティア活動を推進する場の整備支援
- ③ 「支えあいの地域づくり」を推進する場の整備支援

3 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

孤立死・孤独死、虐待・差別及び認知症高齢者の一人歩きなど地域で起こりうる様々な問題の予防策や早期発見・早期対応することで被害の拡大を防ぐなど、専門機関にかかる前に解決できる地域のしくみづくりを進めていきます。

■ 施策の展開

- ① 地域における支えあい・見守り体制の構築
- ② 認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

4 災害時の避難支援体制づくりの推進

災害発生時に安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助け合いが必要です。防災意識を高める取り組み等を行うとともに、各地域における避難支援体制の強化を推進します。また、災害救援ボランティアの受け入れ体制の整備を進めます。

■ 施策の展開

- ① 避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進
- ② 災害時における救援ボランティア受け入れ体制の整備

基本目標 3 「誰もが安心して暮らせるしくみづくり」をめざして

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、経済的困窮者など福祉的支援を必要とする方はじめ、誰もが安心して暮らせるよう、必要な福祉サービスを選択でき、適切に利用できるようなしくみづくりを推進します。

1 相談支援ネットワークの拡充

多様化・複雑化する地域福祉の課題に対応するため、本庁における相談機能を充実させるとともに、市民センター・公民館、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）などの地域における福祉相談窓口との連携を強化していきます。

また、公的機関だけではなく事業者・市民団体等とのパートナーシップによって、いつでも、どこでも、誰でも相談できるしくみづくりを進めていきます。

■ 施策の展開

- ① 基幹となる相談機能の充実
- ② 地域における相談支援ネットワークの整備

2 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的視野に立って、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護・医療・予防・生活支援・住まいなど各種支援が切れ目なく提供されるよう、多様な職種や機関との連携・協力による共生型の「藤沢型地域包括ケアシステム」を構築していきます。

■ 施策の展開

- ① 地域包括ケアシステムを推進するための体制整備
- ② 多様な職種や機関との連携・協力による総合的なサービス提供の推進
- ③ 地域で元気に暮らすための生活支援の推進

3 福祉サービスを必要とする人への自立支援・生活支援

既存の社会保障制度や福祉施策による対応のみでは対応しきれない、制度のはざまにあるニーズが広がりつつあります。このような状況を認識し、福祉サービスを必要とする人が安心して自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな相談体制と伴走型の自立支援・生活支援の一体的運用による包括的な支援を推進していきます。

■ 施策の展開

- ① 権利擁護のための支援の充実
- ② 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
- ③ 福祉相談と就労支援の一体的支援の推進
- ④ 公共交通機関の利用が困難な方の移動支援の推進

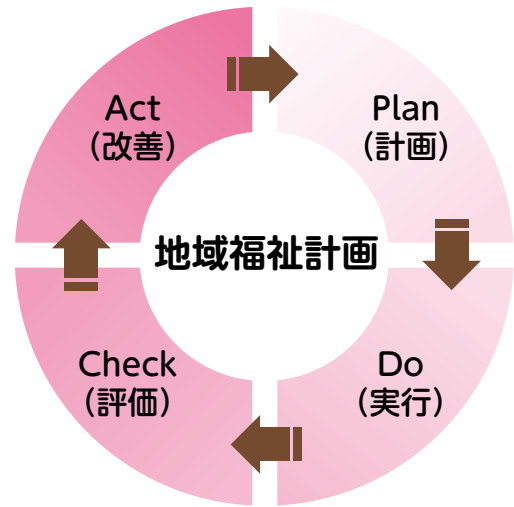
Ⅲ 計画の進行管理

本計画においては、PDCAサイクル*の手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域における課題解決を図り、地域福祉を推進していきます。

計画の進行管理にあたっては、「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に関する調査審議を行います。

※PDCAサイクル

計画を設定し(Plan)、実行し(Do)、検証及び評価(Check)を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する(Act)という工程を継続的に繰り返す仕組みのことです。



計画の進行管理スケジュール (6年間)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
施策等実施	計画当初施策実施			見直し施策実施		
推進委員会 庁内連絡会議			中間見直し			次期計画策定
意見聴取等		市民 アンケート	団体 ヒアリング		市民 アンケート	団体 ヒアリング



藤沢市地域福祉計画 2020 <概要版>

発行 2015年(平成27年)3月

藤沢市 福祉部 福祉総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL.0466-25-1111 (内線3112～3114)

FAX.0466-50-8411